

# 農地の規模拡大に必要な機械等の導入に補助を行います

～八代市農地集積対策事業（農地集積者支援事業）～

## 【対象者】

1. 市内に住所を有する農業を営む人
2. 担い手、又は担い手になることが確実な人

※担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等

3. 市税に滞納がない人

※市税とは、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

2回目の申請も  
可能です！

## 事業の要件と補助率

	事業の要件	補助率
初めて申請する人 (1回目)	(1) <u>令和6年4月1日以降に農地を1ha以上の規模拡大</u> ※ 中山間地域の農地の場合は0.2ha以上の規模拡大。 ※ 令和6年4月以降に就農した認定新規就農者は面積要件の特例緩和措置があります。詳しくはご相談ください。	機械等の導入経費の1/2以内 (上限100万円)
	(2) <u>令和6年4月1日以降に農地を0.5ha以上1ha未満の規模拡大</u>	機械等の導入経費の1/2以内 (上限50万円)
過去に申請された人 (2回目)	(3) (1) 又は (2) の要件と併せて、以下の2つ全てを満たすこと。 ① 1回目の申請から、5年以上が経過していること。 ② 1回目に導入した機械等の耐用年数が経過していること。	機械等の導入経費の1/2以内 (上限は(1)又は(2)の要件により100万円または50万円)

※規模拡大は5年以上の新規の賃借権設定【八代市農業委員会(農地中間管理機構)に届出があり過去に本事業において集積されていない農地に限る】によって行う必要があります。

なお、農地の購入も対象となります。

※規模拡大面積の対象となるのは八代市内の農地に限ります。

## 【補助の対象】

対象となる農業機械等とは、以下の3つの要件を満たすこと

- ①トラック、パソコンなど農業経営以外への汎用性が高いものでない
- ②パレット、苗箱などの消耗品でない（機械等に標準装備で付属されるものは可）
- ③1機械の金額（消費税抜き）が20万円以上

【申請手続き】事業の着手前（農業機械等の導入前）に申請を行うものとします。

【申請時期】随時。最終受付は2月末日。年度途中でも予算がなくなれば終了します。

【利用状況報告】事業を実施した翌年度から5年間、農地及び機械等の利用状況の報告が必要です。

【補助金交付】機械等を導入し、業者への代金支払い後になります。（領収証の写し等が必要です）

(注意)  
機械等の導入に関しては、交付決定後に見積合せを実施していただく必要があります。

## 【お問合せ先】

八代市役所 農林水産政策課 政策係 電話：33-4117（直通）

または 各支所産業建設課 農林水産係（坂本・千丁・鏡・東陽・泉）